

令和6年3月15日
鉄道局鉄道事業課

JR北海道及びJR貨物の経営自立化に向けた 支援の継続について

JR北海道、JR四国及びJR貨物については、経営自立化に向けて、令和3年に改正された日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）などに基づく支援を行っているところです。

このうち、JR北海道とJR貨物については、令和5年度までの中期経営計画の期間における支援が終了しますが、令和6年度から、以下のとおり支援を継続することとします。

○JR北海道

- ・次期中期経営計画期間内（令和6～8年度）における支援：1,092億円
（地域と協力して行う「黄線区」への支援は別途）

○JR貨物

- ・次期中期経営計画期間内（令和6～8年度）における支援：193億円

※JR四国については、中期経営計画期間内（令和3～7年度）における支援を実施中

【添付資料】

JR北海道・JR四国・JR貨物に対する支援（令和6年度～）について

問い合わせ先

鉄道局鉄道事業課JR担当室 秋元、有馬、奈須（内線40254）
代表：03-5253-8111、直通：03-5253-8538